

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和6年7月1日（月）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）矢田貝香織  
岡田啓介 土光均 中田利幸 西野太一  
又野史朗 森谷司

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

〔防災安全課〕田中課長 山花危機管理室長 永瀬調整官 村上主任

【福祉保健部】塚田部長

〔健康対策課〕小西課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐  
宮本健康総務担当係長

### 【参考人】

陳情第60号

提出団体 えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）  
山中幸子 氏

陳情第61号

提出団体 原子力防災を考える県民の会  
新田ひとみ 氏

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

### 傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 門脇議員 田村議員 塚田議員  
津田議員 徳田議員 錦織議員 松田議員 森田議員 吉岡議員  
報道関係者2人 一般4人

### 審査事件及び結果

陳情第60号 島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情 [不採択]

陳情第61号 複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を鳥取県に求める陳情 [不採択]

### 報告案件

- ・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について（報告）
- ・島根原子力発電所2号機の保安規定変更認可について
- ・安定ヨウ素剤事前配布について

~~~~~

## 午前10時00分 開会

**〇戸田委員長** おはようございます。ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、6月24日の本会議で当委員会に付託されました陳情2件について審査するとともに、3件の報告を受けます。

初めに、陳情第60号、島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体のえねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）共同代表の山中幸子様にご出席いただいております。

早速、山中様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**〇山中氏（参考人）** おはようございます。えねみら・とっりの山中です。このたびは陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

今年の元旦の能登半島地震は、私たちに大変大きな衝撃を与えています。私たちはこの大地震を受けて、前回の議会でも島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情を提出しました。その際は、私たちの不安に共感していただいたものの、残念ながら不採択となりました。

理由としては、国において精査と総括された後、信頼できる科学的知見を基につくられた基準が示されたときに我々是对応すべきであると考えており、中国電力においても、それに対応されるものと承知している。新たな基準や方針が示されていない今の段階では、前回から前進するような新たな中国電力の見解を求める段階ではないとの意見、あるいはこのたびの地震による原発の被害はなかったため、島根原発においても東日本大震災以降、高い独立性を有する原子力規制委員会における世界で最も厳しい基準に基づいて安全対策が整っていると考えているとの意見がありました。

けれども、鳥取県、米子市、境港市の対応は異なりました。このたび資料として提出した原子力安全プロジェクトチーム会議の議事録中で、平井知事は、県議会でも懸念が示されたことにより、地震を受けて安全が本当に確保されているかどうかということをやはり注意深く検証もしていかなければいけないとし、国あるいは中国電力に、ただすべき点はただしていく必要があるんじゃないかとの結論に達しました。伊木市長、伊達市長も知事の意見に賛同され、国、電力会社の総括を待つことなく、4月4日の会議後には中国電力に申入れを行い、回答を求めています。自治体には、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とするという地域防災計画の趣旨から考えても、懸念事項があるときには、米子市として積極的に国や電力会社に働きかけていただきたいと私たちも考えています。

能登半島において、沿岸部の断層が150キロメートルにわたって動いたことは、このたびの地震があって初めて分かった事実です。また、沿岸部の隆起もこれまで考えられてはいませんでした。志賀原発の構内では、変圧器から大量の油漏れにより、外部から電力を受電できないというトラブルが起きたことも想定外の事実です。変圧器は基準地震動と比べて耐震性が低く、今回は大丈夫でしたが、油漏れにより火災のリスクもあったと考え

られます。

さらに、志賀原発の敷地構内では、多くの亀裂や段差が見つかっています。北陸電力のホームページにある5月31日の最新の報告書によれば、1号機の変圧器の対応は8月までかかる予定であり、2号機の対応が完了する時期は未定とされています。施設の傾きや沈下などへの対応も今年度いっぱいかかるようです。

このように、志賀原発では停止していても決して軽微とは言えないような様々な不具合が出ています。陳情文には書いていませんが、ほかにもタービンの不具合も生じており、まだ原因が不明なものもあります。もし、稼働しているときに同じ規模の地震が起きて様々な不具合が生じたとき、本当に電力会社は正しい対応ができるのでしょうか。中国電力はどうか、ぜひ説明を聞きたいと思えます。

中国電力では、安全対策工事の完了時期が10月に延期されたとして、再稼働の時期は12月となりました。この間、昨年末の死亡事故に続き、様々な事故が続いています。小さな事故でも度重なれば、また大きな事故につながりかねません。原因や対策は分かっているのでしょうか。市民の不安をきちんと解消するためには、島根原発2号機の再稼働の前に、多くの市民に分かるような形で中国電力が説明をする必要があると思えます。米子市議会として、中国電力に対しては議会での聞き取りをはじめ、米子市原子力発電所環境安全対策協議会の開催、市民への説明会の開催などをぜひ求めていただきたいと思えます。

東京電力福島第一原発事故の最大の原因は、国や自治体、電力会社が安全神話に陥っていたことです。二度と最悪の事故を繰り返さないためにも、米子市議会としても島根原発2号機再稼働の前に、中国電力への説明を求めていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

**○戸田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員、錦織議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

**○戸田委員長** 賛同議員には、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

この陳情は中国電力に関して説明を求めるということで、先ほどの意見陳述の中にもありましたけど、県とか市当局は中国電力にそういった説明を求めるという照会、質問を出しています。境港市も例えば安対協とか、それから、公民館単位の説明会で中国電力においてやり取りはしています。要は、説明を求めています。これ、ぜひ説明を求めるときだと思うので、議会としても、そういった意思をこの陳情を採択することによって示していただきたいというふうに思っているのが、賛同の理由です。

**○戸田委員長** 次に、錦織議員。

**○錦織賛同議員** それでは、賛同の理由について述べます。

陳情第60号は陳情者が述べておられるように、3月定例会に同様な陳述が出されまし

た。反対された議員の中からは、世界で最も厳しい基準に基づいた安全対策であること、国の新たな基準や指針が出ない段階で中国電力に説明を求めるのは早計だというような意見が出されましたが、私はそのときにも、こうした意見には違和感を持ちました。

そして、1月の能登地震の際に、志賀原発内外で生じたこうした課題について、4月4日に平井知事、米子市長、境港市長が中国電力に出向き、直接、照会をされました。

市議会としても、市民から出ている不安や懸念について、また、再稼働計画が8月から12月に延期になったこの工事の遅れの内容とか度重なる構内での事故なども含めて、中国電力に対して議会や市民に説明の場を求めることは、当然だと考えます。よって、陳情に対して賛同をいたします。以上です。

**○戸田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

**○戸田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** 今日の陳情で資料が添付されています。この中の資料で、一旦、当局にお聞きしたいことがあります。ちょっと発信をします。

今日の資料のPT会議の議事録の中で1点、確認をしたいと思います。これ、実は私の一般質問でも同じことを聞いたのですが、やはり再度、これ重要なことだと思うので、確認をしたいと思います。今、発信で多分御覧になっていると思います。

この平井知事の発言の中で、3行目です。該当部分だけ読むと、平井知事の議事録の発言の中で、安全が本当に確保されているかどうかをやはり注意深く検証もしておいていかないといけないということではないかと思います。この部分の、注意深く検証もしておいていかない、この検証するというのは誰がというのを、再度確認します。この平井知事の発言は、注意深く検証しておかないといけないというのは、これは誰がしておかないといけないというふうに言ったのか、どういうふうに、これ、解釈してるかというのをお聞きします。

**○戸田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 御質問の内容につきましては、本議会のほうでも答弁させていただきましたが、本市におきましては、ここは国において責任を持って検証していただきたいという思いでの理解でございます。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 要は、この文章、これ、元は平井知事の発言なので、発言をどう解釈するかということでお聞きしています。注意深く検証もしておかないといけない、これは、もし国に対して検証してほしいという意味だったら、注意深く検証していただかないといけないとか、そういうふうに私はなるんじゃないかと思って、この文章、これは当然、これ3者、知事を含めて3者だと思いますが、私たちは注意深く検証もしておいていかないといけない、だから、照会を出す、そういうふうに私は取るのが普通のこの文章の解釈ですが、副市長、どう思いますか。

○戸田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 知事の発言について、私どもがそれをどう解釈するかということをごまかで議論できるのかというのは、これは限界があると思います。少なくとも私どもの理解としては、先ほど防災安全監が申し上げたとおりであります。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 もちろん、これ、最終的には知事に直接確認する場があったら、そうすればいいと思うんですが、要はこの知事の発言に米子市は全面的に賛同してるわけですから、知事がどういう意図で言ってるかというのは米子市はどう思っているか、今の回答で、これは自分たちが検証じゃなくて、国に検証していただきたいというニュアンスと解釈してるという答弁だと思います。私は、それ、同意できませんが、一応、市の解釈は分かりました。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

又野委員。

○又野委員 私は採択を主張いたします。

先ほど来ありますけれども、能登半島地震を受けて、市民、さらに県民の中でも不安の声が広がっているということで、県知事や米子、境港の両市長、中国電力に対しても照会をかけている状況です。市民の声に応えるためにも、米子市議会としても中国電力に説明を求めていくっていうことは、本当に大事なことだと思っています。そして、市民の皆さんに直接、やっぱり中国電力さんからも説明してもらって、市民の声を直接、中国電力に聞いてもらうっていうことも大事であると思いますので、議会に対してもですし、市民に対しても住民説明会とか開いていただくということは必要だと考えます。先ほども話ありましたが、境港ではそういう説明会をしておられるようですけど、米子でも十分可能だと思っておりますので、採択を主張いたします。以上です。

○戸田委員長 森谷委員。

○森谷委員 私は不採択でお願いいたします。

理由としましては、ちょっと視点が違うかもしれませんが、最近の台湾有事とか、朝鮮半島のものもそのことがあれば、特に日本海沿岸地域、とりわけ鳥取県、島根県、この山陰両県は難民問題が大きな政治問題になると考えております。国連の難民支援機関が世界各国の自治体と連携して、今、難民支援の動きを進めておりますけれども、松江市がおとといUNHCR、難民を支援する自治体ネットワークに参画署名したということを聞いております。そういう意味で、米子市はUPZ圏内のエリアと、それと、またそれ以外の地域、両方含んでいますので、当然、島根原発問題が起これば、それは災害地域と、それを支援する救援するという両方の側面が当然出てくると思うので、もっと総合的な考えを、政策を、私は取り組むべきじゃないかという気持ちがありますので、もっと幅広く、被災する側ということと、それを災害時にどうそれをサポートするか支援するかという、両方の側面の、もっと議題としてそれを論じていただきたいとか、深めていただきたいという気持ちがあるので、この件に関しては不採択でお願いいたします。

○戸田委員長 西野委員。

○西野委員 私は不採択を主張いたします。

4月4日に平井知事、伊木市長、伊達市長が中国電力に既に申入れをしていますので、米子市議会として中国電力に説明を求める必要性がもうないと思います。高い独立性を有する原子力規制委員会において、保安規制等を厳格に行っていただいているものと考えています。よって、不採択を主張いたします。

○戸田委員長 岡田委員。

○岡田委員 私も不採択を主張いたします。

今回の地震により新たな知見が得られた場合には、原子力規制委員会からバックフィットが行われるものと承知をしておりますし、その場合には、中国電力は適切に対応されるものと考えております。また、中国電力に対しましては、これまでも安全を第一義として丁寧な説明や適切な情報提供など、真摯な対応を取られるよう要請をしておりますので、現時点において、改めて説明を求める考えはないということで、不採択を主張いたします。

○戸田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も不採択を主張させていただきます。

今回の陳情も中国電力に対して市民への説明を求められております。数的には3つに要約されるかなというふうに私は理解しておりますけども、前回同様、市民への説明という大きなくりで求められているものと理解いたします。

現状は、県また境港、米子、両市がそれぞれに照会をかけているところでございますけれども、国において前回同様、能登半島レベルの状況分析等の段階にあるというふうに思っております。また、場合によっては、中国電力以外のところに対しての説明であるとか求めていかなければならないことも起こってくるというふうに考えているところでございますので、まずは不採択を主張させていただきます。

また、市民と中国電力との間を、距離というか、それを短くしていくための当局に対する取組というのはまだできるのではないかと。住民に対する説明というのは、中国電力が判断なさるものであるというところで、とどめることではなく、折に触れて原子力発電の避難の行動のときであるとか、何かそういった情報を市から出すときに、何らかの中国電力との関わりというものを求めていくということもできるのではないかなというふうに考えているところがあり、陳情者の思いには共感いたしますが、不採択を主張させていただきます。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 結論的には、私も不採択を主張いたします。

内容的には前段で書かれている、先ほど岡田委員からもありましたけど、バックフィットの問題とか、今後の規制基準に変化があるかどうか、そここのところの推移を見て、我々としてはあくまでも、これは高度な専門的知見による基準というものがあって、それによって合否が定められている代物なので、要するそれを超える知見は申し訳ないですけど、我々には持ち合わせていない中で、その基準に適合してるかどうかというのが、そこがポイント、あくまでも基準ですから、そういった対応から考えると、ここに書かれているかなり専門的な内容については、これは国においてやっぱりきちっと必要であれば、新しい基準が示されて、審査が行われて、対応が行われるということだと思いますので、先ほど

矢田貝委員からもありましたけど、住民との向き合いっていうの、要は信頼っていう問題は、我々はそういう科学的基準に基づいて信頼するかしないかが問題ですし、ただ、電力事業者が信用されるかどうかは、これは電力事業者と市民の間での取組は引き続きやっていただくということだと思いますので、そういった面から見ると、この陳情に書かれている内容については、従来どおりの前回と同様に、現時点では、まだ新しい知見に基づく対応というものが出てない現時点では、採択する必要がないということでは主張したいと思います。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。

今の中の理由の一つで、不採択の理由の一つで、既に県とか両市、要は執行部がやっているから改めて議会が、執行部がやっているから必要がないのではないかというふうな話がありましたが、これって議会と行政というか執行部、これ二元代表制なので、例えば議会がこの陳情を不採択にするということは、議会の意思として中国電力に説明を求める必要はないということを議会の意思にするということで、これ、私は非常に問題だと思います。

執行部は執行部で市民の疑問とか不安、そんなのを受けて今回、県と両市で合同で照会、質問をした。だから、それはある意味で、執行部はそういうことで判断してるわけです。だから、議会は議会で、今回の能登半島地震のいろんなことを受けて市民の不安とか疑問がある、これに関してやっぱり市民がそういう不安があるから、議会としても、そういう説明を求めるという意思を示す必要がある。これ、不採択にすると、議会は市民がそういう思いを持ったとしても、議会としては、それは必要がないというふうなことを表明することになるので、これを不採択にするのは、私は非常に問題だというように思います。行政がやってるからあえていい、議会は行政の追随機関ではないですから、議会は議会として市民の意思、疑問を把握して、必要性を感じたらちゃんと意思を示して……。

**○戸田委員長** 土光委員、反論はなしに自分の意見を述べてください。

**○土光委員** 意見述べてる。

示してほしいということで、ちゃんと採択、議会の意思を示してほしいと思います。以上です。

**○戸田委員長** それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第60号、島根原発に関して中国電力に説明を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○戸田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第60号について、採決の結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○戸田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

山中様、本日はお越しいただきまして、ありがとうございます。山中さん、御退席ください。

〔山中参考人退席〕

**○戸田委員長** 次に、陳情第61号、複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を鳥取県に求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会監事の新田ひとみ様に御出席いただいております。

早速、新田様から説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**○新田氏（参考人）** おはようございます。今日はお世話になります。原子力防災を考える県民の会の新田ひとみです。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はこういう機会をいただきました、陳述の機会を与えていただきましたこと、本当にありがとうございます。それでは、早速、陳述を述べさせていただきます。

元旦に起きた能登半島地震の現状を見て、大地震との複合災害で原発事故が起きた場合、今の避難計画では対応できないということ、恐らく議員の皆様も実感されたのではないかと、思っています。陳情理由にも書いたように、2023年の鳥取県地域防災計画震災対策編によると、島根原発から2キロメートル南にある宍道断層、39キロです、による地震の想定マグニチュードは7.5、その災害シナリオは陳情に記載されていますので、御確認いただいていると思っております。

そして、能登半島の地震の現状を踏まえ、2000年10月6日に発生した鳥取県西部地震の被害状況はどうだったのか、国土庁平成12年11月30日の鳥取県西部地震についての概要を調べてみました。

これによりますと、マグニチュードは7.3、暫定です、鳥取県境港市、日野町で震度6強でした。そして、被害としてはJR伯備線ほか4線で落石、土砂崩壊、ホームの変状等の被害が伯備線においてはありました。また、その後の大雨等により黒坂根雨道の不通も発生しています。また、米子自動車道では、段差発生や路面亀裂が180起きました。そして、鳥取県国道180号線では路肩決壊等で11か所、岡山県国道181号線では落石6か所等々の被害が起きてます。境港ほか4港において臨港道路の液状化による路面液状等、米子空港では滑走路亀裂が起きてます。また、鳥取県2市10町、島根県4市10町1村においては、水道被害も起きております。島根原子力発電所はこのとき地震発生時は、発電所は定期検査中のために操業停止中ということで、具体的に原発のところの情報はありませんでした。また、野菜、果樹等の農作物、農地69か所、農業用施設638か所、林地荒廃159か所、林道165か所、漁港、卸売市場等に被害が起きています。そして、この発震機構は横ずれ断層型で、既知の断層の活動によるものではなく、未確認の地下断層の活動による地震だったということも分かっています。地表には地下の変位に伴い、複数の地割れが現れたということです。

また、こういう原発事故が起きたときの放射線物質の風向きによってどう変わっているのか、皆さんは御存じでしょうか。そのことを踏まえた上での避難計画が考えられたので



しょうか。このような状態のときに原発事故が起きたらどうなるか、ぜひ考えてみていただきたいというふうに思います。現在の避難計画は、複合災害を踏まえたものにはなっていないと思います。しかし現実的には、自然災害があって、そして、原発事故が起こっているのが現実です。能登半島でも地震がありました。そして、原発が動いてなかったけれども、志賀原発でもいろいろな問題が今日も先ほどの山中さんの陳述の中にもありました。大地震の場合、停電や通信障害が起こる場合も多いので、自然災害と原発事故の複合災害への対策を市民に分かりやすく、丁寧に、事前に説明をする必要があると思います。

「原子力防災ハンドブック」の記載の中でも特に気になるのは、パンフレットの9ページにある、屋内退避は有効な手段ですとした部分です。先ほどの震災対策編の資料によりますと、米子市の建物被害は全壊約2,300棟、半壊約7,000棟、一部損害2,900となっております。建物被害率は20.1%、境港市では建物被害率は92.6%、液状化危険率の高いあるいは極めて高いは米子市の場合21.6%ですが、境港では93%です。余震が続く中で原発事故が起きたとき、この家屋の中で屋内退避ができるでしょうか。もし、中に居続けるとしたら、大変な危険を伴うことにはならないでしょうか。また、壊れた家の中で被爆を避ける効果はありません。原子力防災において、屋内退避が強調されているというふうに思います。パンフレットには屋内退避ができない場合は、コンクリート屋内退避施設への避難を促していますが、災害シナリオにあるように、この時点で既に負傷者が出ている可能性も高いと考えられます。その場合、どうすればよいのかと思います。大地震と原発事故の複合災害は今、最も真剣に考える必要があると思います。福島第一原発事故が起きる前、津波で原発が事故を起こすことはない。

**○戸田委員長** 参考人、簡潔にできませんか。

**○新田氏（参考人）** 分かりました。すみません。

との安全神話がありました。けれども、事故は起き、いまだに人々を苦しめています。そして、志賀原発のある能登半島では、原発の避難計画が機能しないような大地震が起きました。原子力防災の実効性の責任は自治体にあると、原子力規制委員会の山中委員長は繰り返し記者会見で述べています。関係自治体として、市民の命と暮らしを守るために、この現実正面から向き合う必要があると思います。

そして、5月には、全国の関連自治体の首長が原子力発電等に関する要請書を出しています。内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、厚生労働省等々のところに出しています。その中に、令和6年能登半島地震を踏まえ、自然災害により建物や道路が損壊した状況下でも避難や屋内退避に係る考え方について、改めて検討し、速やかに示すことを求めています。

自治体でできないならば、国に対して説明を求めることは重要だと思います。原発の稼働予定は12月とされていますが、このままでは避難計画は絵に描いた餅のままです。市議会としても市民の命と財産を守るための検証をしていただき、市民に理解できるような内容への改訂を求めていると思います。

以上、少し長くなりました。以上で終わります。ありがとうございます。

**○戸田委員長** 説明が終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 最後のところの部分で、市議会としても市民の生命と財産を守るため検証してほしい、そういった趣旨の発言があったと思いますが、具体的に市議会にどういったことをすることを望んでいるのでしょうか、この陳情で。

**○新田氏（参考人）** そういう意味では、避難計画について具体的どうなのかっていうことを議会としても検証していただきたい。そして、どういう問題があるのかということも明らかにしていただいて、市民とかあるいは当局、市民の皆さんへも意見を求めていただいくような、そういう議会としての動きもつくっていただきたいと。議会自体が先ほどもありましたように、二元代表制の中では、議会自体も市民の立場に立った形で避難計画等々についてどういうふうに思っているのかっていうことも、ぜひ示していただきたいというふうに思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

**○戸田委員長** 次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。

賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

ここで「原子力防災ハンドブック」、これは県が毎年改訂をして発行しているものですが、この中身でやはり複合災害、地震が起きてプラス原発の、例えば放射線物質が拡散したとき、どういうふうに対応すればいいのかというのは、ハンドブックを読むだけではなかなかやはり具体的な行動がよく分からない部分が、私も多いと思っています。だから、ぜひこの陳情を採択して、まず、避難計画の問題で市民の意見を聞いて、それを県にきちんと伝えて、複合災害にも対応できるような「原子力防災ハンドブック」にしていってほしいと思います。それが賛同理由です。

**○戸田委員長** 次に、錦織議員。

**○錦織賛同議員** それでは、私の賛同理由を述べさせていただきます。

これまでも、福島原発事故を目の当たりにしたUPZ内の市民とか近隣自治体の住民から、30キロ圏内の住民は原発事故が発生したらどうしたらいいのかっていう、戸惑いの声がありました。そして、今回、能登半島地震のような大地震の被害を受けて家屋が倒壊し、道路や電力関係が断たれたときに、島根原発の放射能漏れ事故が重なった際には、現在、市民に配布されている「原子力防災ハンドブック」のような避難計画どおりの行動はできないであろうということは、大方の見方です。特に、複合災害の発生の場合、なってみなければ分からないようなハンドブックでは、住民の命を守ることはできません。陳情者の指摘される課題も含めて、県と協議することは重要であり、改訂版を作成することは当然だというふうに思います。よって、陳情に賛成いたします。以上です。

**○戸田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

**○戸田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** 今回の陳情の趣旨は、この「原子力防災ハンドブック」がなかなか複合災害のときにどう行動していいか分かりにくいのではないかとということで、これ、実際、陳情文で、具体的なところ、①から⑦までこういったところがなかなかハンドブックどおりの行動が難しいのではないかと指摘があります。これ、それぞれ①から⑦、これに関してハンドブックではどういうふうな記載があるかというのを説明いただけますか。

**○戸田委員長** 当局、説明できますか。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 失礼します。①から⑦の個別の状況想定に対して、こういった記載があるかということでよろしかったでしょうか。

こちらに累々記載のあります詳細な状況を想定したものについて、ハンドブックのほうに詳細な記載というものはないかと思えます。ただ、内容として、原子力災害発生時の避難の考え方、基本的な考え方、原則といったものについては記載がしてありますので、そういったものを知っておいていただくというのがハンドブックの本質の一つではないかなというふうに考えております。以上です。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、この陳情文の中で、この①から⑦の前の行で、「原子力防災ハンドブック」どおりの行動が難しい場合としてこんなのがある。だから、実際、市民として、特に地震が起きて、それで原子力災害が起こった場合、こういった具体例を挙げて、なかなか行動が難しいというふうに言っています。ハンドブック自身にこういったことに関して具体的には書かれていないということで、そうすると、市民から見てこういう場合はどうすればいいのか、何らかの情報を得る必要があると思うんですが、今の段階でこういったことに関してハンドブック以外でどう対応すればいいか、そういった情報を得る方法はあると思っていますでしょうか。

**○戸田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 正確な情報の取得ということに関してかと思えます。かつテレビ、携帯等が使えない場合ということをご想定した御質問だったかと思えます。ハンドブックのほうには、テレビ、ラジオ、アプリ、インターネットといった形でそういったものが使えなかった場合はどうするかということでございますが、そのとき防災無線等ということで、必ずしもテレビ、ラジオ、アプリ、いわゆるインターネット系、テレビ系が使えなかった場合も様々な手腕を駆使して、広報者等も借り出しをしてといったことも想定しておりますが、そういったことも活用して住民の皆様には情報提供を図っていくということです。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様への御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 採決を主張します。先ほどのやり取りでも分かったと、確認はされたと思う

んですが、なかなかこの原子力防災ブック、これは鳥取県としては他の自治体と比べてこういったのを全世帯で毎年改訂、非常にこれは先進的な取組だというふうに私は評価されてるし、全国的にも評価されていると思います。ただ、やはり市民から見ると、能登半島地震を受けて、ああいう場合どうすればいいのかというのがこのハンドブックだけではなかなか分かりにくい。ただ、詳しく書けばそれで分かるというものではないとは思いますが、そういったこともこのハンドブックの中に記載する必要というのは今の段階ではあるのではないかと。そういった意味で米子市、一番住民に近い自治体としてそういった具体的な問題点を把握して、県にそれを伝えて、県と協議して、もっと充実したハンドブックを作ることは重要だと考えます。ということで、採択です。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私は結論的には不採択です。今までのこの趣旨をお聞きしたり、それからその具体的な内容をという話を今、土光委員からも出ましたけど、私の考え方は、ハンドブックのような、本当にこう、いざというときに見るものはできるだけ簡潔に作るべきだと思います。特に、るる出ましたような不確定要素をどこまで想定して、その不確定要素を書き込み過ぎたようなハンドブックは実際のときに私は使えないと思っております。先ほど課長の答弁のほうにもありましたけど、この原子力災害時の避難について基本的な考え方とか、避難における基本的な行動の考え方とか、それから特に大切な注意すべき行動の原理、原則というようなその物事の考え方をきちっと周知していくことのほうが大事で、不確定要素が多い災害になればなるほど臨機応変ということに対応ができなければなりませんので、それをどうやって情報手段を通じて周知していくのかというところは、毎年改訂される中であらゆる方法をやっていくんですけど、それをあまり細かく書き過ぎると偏った運用、入手手段やそれが駄目だったときにじゃあ、次はどうするんだというような自主判断に大きな影響を及ぼすと思っておりますので、できるだけ私はハンドブックはシンプルに作っていただきたいという、基本的な考え方を述べて、ということを考えておりますので、この陳情には反対です。

**○戸田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も不採択を主張させていただきます。この能登半島地震から複合災害が見て取れたわけですがけれども、そのことから現在の避難計画というのをどうなのかと、具体的に実効性を高めていってほしいというこのたびの陳情者からの説明につきましては、同じ思いでございますけれども、やっぱり議会において出てきた陳情っていうところに対しては、この陳情文書に対して忠実に見て、そこに賛否を表していくことだろうというふうに私は考えているところでございまして、このたびの「原子力防災ハンドブック」の改訂を鳥取県に求める陳情につきましては、この内容のより実効性のある分かりやすいハンドブックになるための改訂につきましては、しかるべきときによりよいものに改訂されていくものというふうに考えておりますので、不採択を主張させていただきます。

**○戸田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 私も不採択を主張いたします。この「原子力防災ハンドブック」は毎年、更新もされておりますし、引き続き必要に応じて改訂が行われるものというふうに承知しております。県におかれましては、災害に対して正しい認識、正しく恐れ、そして正しい行動を日夜研究していただきながらこのハンドブックも毎年更新されているということで

ございますので、改めて今、鳥取県に対して「原子力防災ハンドブック」の改訂を求める必要はないというふうに考えておりますので、不採択を主張いたします。

**○戸田委員長** 西野委員。

**○西野委員** 私も不採択を主張いたします。「原子力防災ハンドブック」は毎年新たな政策や知見、原子力防災訓練などを主に改訂を行っている。そうしまして、米子市、それ改訂を行っているので、米子市議会から鳥取県に改訂を求める必要がないと思われれます。よって不採択を主張いたします。

**○戸田委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** 私も不採択でお願いいたします。理由の一つとしては、先ほどもちょっと言いましたけど、米子市はUPZ圏内とそれ以外の地域がありますので、どうしてもこの防災ハンドブックの活用とかにおいてまだまだ啓発、啓蒙すべきじゃないかな。まず現在ある防災ハンドブックを有効に活用するというか、啓発するということが重要じゃないかと思っておりますので、改めたハンドブックは必要ないというふうに考えております。よって不採択でお願いいたします。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。先ほどの陳情でも出ましたけれど、今、県、米子、境港両市は国にも今のままの避難計画でいいのかってというような照会をかけています。やっぱり今の避難計画のままだと不安がやはり市民にもあるし、行政としても本当にいいのだろうかという思いがあるから照会をかけていると私は思っています。それを考えると、今でもそこら辺の不安、行政が感じている不安をしっかりと市や県とも話をして、国が見解を求める前にでも何か感じていることがあれば話をして回答していくということが必要だと思います。例えば議会のやり取りとかで屋内退避ができない場合コンクリート屋内退避施設に避難するという話がありますけれども、実際、収容人数、米子では少ないと感じていますし、道路の寸断などによってコンクリート屋内退避施設にも行けず、屋内退避施設、自宅も何か倒壊してどこに避難するんだっていう場合、実際どうするんだという思いは私もありますので、そこら辺は地元のやっぱり自治体じゃないと分からない部分、国のほうではなかなか分からない部分もあると思いますので、国に見解を求めるのも必要ですけれども、やっぱり独自で市や県で話をして改訂していく必要があると思いますので、採択を主張いたします。

**○戸田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第61号、複合災害時に対応した「原子力防災ハンドブック」の改訂を鳥取県に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○戸田委員長** ありがとうございます。賛成少数であります。よって本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第61号について、採決の結果の理由の取りまとめを行います。

不採択でありましたので、採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出された御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。新田様、本日はお越しいただきましてありがとうございます。

**○新田氏（参考人）** どうもありがとうございました。お世話になりました。

〔新田参考人退席〕

**○戸田委員長** 続いて、当局より3件の報告があります。

初めに、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について（報告）、当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 失礼いたします。資料のほうを通知をさせていただきました。2ページの資料1というものを使用いたしまして原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について報告をさせていただきます。

本交付金につきましては、これまでも昨年度来ですね、その進捗について報告をさせていただいている案件であります。今年度も4月1日付で鳥取県知事に対しましてこの補助金交付申請を提出いたしましたところ、5月14日付で交付決定を受けましたので、報告をさせていただくということです。

ちょっと今年度事業に入ります前に2ページ目のほうを御覧いただけますでしょうか。本事業の全体計画を参考にというところで記載をしております。島根原子力発電所から半径30キロ圏のUPZ圏域内にございます公民館、そのうちの加茂公民館は令和2年度に新設となっておりますので、そちらを除かせていただいておりますが、その他の館につきましてトイレ改修、バリアフリー化等々を今年度と来年度で実施をするというのが全体計画であります。なお、参考1のところこれまで御報告をさせていただいた経過を記載しております。

では、1ページ目のほうに戻ります。今年度につきましては、米子市における公民館施設等整備事業という名称で実施をしております。今年度の対象館は、大篠津、崎津、富益、彦名、住吉の各公民館で、事業概要としましては、各館のトイレ改修、バリアフリー化、空調改修、これ大篠津公民館のみですが、こちらを実施する予定でございます。事業費につきましては、交付申請に当たりまして事業の精査、調整を行いましたので、若干の修正が入っておりますが、変更後の金額といたしまして3,725万7,000円、こちらに交付金が2,550万円充てられるという予定となっております。現在、設計等を進めておりまして、準備が整いました館から入札、工事ということになっておりますので、公民館によりまして事業期間が異なっております。この表中の下から3つ目と2つ目、富益と彦名、この両館につきましては、今月、入札を行いまして、計3か月の見込み、10月頃完成を見込んでおります。その他の館につきましては、準備でき次第ということになりますが、おおむね10月の入札を予定しておりまして、それぞれ3か月もしくは3か月半を含みまして今年度中の完成を見込んでおるというところでございます。今現在こちらの交付金を活用しました事業につきましては、こういった形で進捗をしておりますので、報告いたします。以上です。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ありませんか。

土光委員。

○土光委員 まずは住吉公民館は、これはUPZ圏内に建っているんですか。ちょっとそれを確認したいんですが。

村上防災安全課主任。

○村上防災安全課主任 御質問がありました住吉公民館がUPZ内に含まれているかどうかについてですけれども、住吉公民館につきましては、UPZ内に含まれておりません。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 含まれていないけど、今回こういった改修とか、事業計画の対象になるというのは、実際、住吉地区の住民自治にはUPZ内に含まれている、多分、住民がいると思うし、ここが一時集結所に位置づけられている、そういった機能を話しているから公民館自身はUPZ外だけど、避難計画の中で位置づけがあるから同様に対象としていくという理解でいいですか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 委員がおっしゃられたように、地区としてはUPZ内が含まれておる部分がございますので、対象として入れております。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 とそれから、この事業の全体計画、2ページ目を見て言ってます。この空調改修、これ対象公民館が全部で8つ、加茂は除くから8つで、空調改修は3つで、8つのうちここを回収するという理由を説明ください。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 こちらにつきましては、各公民館の現状等を踏まえまして、所管課等とも話し合いをいたしまして、この住吉、大篠津、夜見公民館につきましては、空調改修が必要であるという判断からこの3館のみ空調改修を実施しておるものです。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 どういう現状だったのかを必要だと判断したのですか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 施設設備が整備されてから年数もたっておりまして、劣化等々も。ただ、あのほかの館につきましては、既に改修が終わっておるといったようなものもございましたので、そういった状況を踏まえまして判断をしたものです。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 これ資料提供をお願いしたいのですが、基本的には今言ったように、老朽化というか、が基本的な大きな理由なんではないかと思えますんで、これ、この8つの公民館の、まず公民館自身いつ建てられたか、要は築年数、それから、それぞれの公民館でこの空調に関して多分これまで必要に応じて改修をしているところもあると思うので、各公民館のこの空調に関しての改修歴をちょっと資料の形で提供していただけないでしょうか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 資料が整いましたら提供させていただきます。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、もう一つお聞きしたいのですが、これ冬、雪の場合、公民館の入り口か中の駐車場とか、この除雪というのは今どういうふうにすることになってますか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません。公民館の所管につきましては、地域振興課になっておりまして、詳細については把握をしておりますけれども、通常、開館をしておる施設でもございますので、除雪体制については取っておるものというふうに認識しております。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、これをお聞きしたのは、多分これ、こういった要望というのは県、境港市一緒にやってるから御存じだと思いますが、境港市は今回のこの交付金の事業でホイールローダーを2機購入してるんですね。理由としては、こういった、これ当然、一時集結所とか、防災のときにもし雪が降っている場合、駐車場とかが使えなくなると非常にこれは障害になるということで、機能的に除雪ができるようにということで境港市はそれが必要だということでホイールローダーを2機この交付金からで購入をするようにしている。米子市はそういった懸念は特に感じない、要は除雪の体制がそれがちゃんとあって、そういった懸念は特にないというふうに思っているのでしょうか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 境港市さんがどういった御判断でホイールローダーを整備されるかについては、詳細、承知をしておりますけれども、本交付金につきましては、公共施設に係る整備、維持、補修等々並びに地域活性化ということが主眼に置かれておりましたので、そういった観点から本市としましては、これらの事業を想定したものでございます。除雪体制については、先ほども言ったとおり、体制を取っておられるものと承知しております。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 地域活性化というそういう面はあるんでしょうが、やはり実際の、特にこの8公民館が対象だということは、避難計画において一時集結所、重要な役割を示すということでここは対象にしていると思います。特に実際、機能するために積雪のときの器具というのは、これ境港市は必要性、こう書いてます。災害時の避難道路の確保や冬場の積雪時における対応が必要な際、現状では小型除雪機の配備しかないため除雪機能の強化が求められる。そういった認識で今回ホイールローダーを2基、これ多分、予算は1,000万円ぐらいだったと思う。そういった今の話では、特にその辺はあまり地域活性化ということがメインで、あまり何か考慮、重視してないように思えたのですが、そうなんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** そういった御心配も御意見として受け止めたいとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、地域活性化という視点も含めまして総合的に主管課並びに地域と相談をして決めさせていただいたものということで認識しております。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは要望になりますが、今回の交付金、当然これ予算の枠があるので、何を優先するかということで、全てが全てできるわけではないというのはそれはそうだと思います。



います。ただ、この避難計画の中で、この山陰地方というのは積雪のときに、それこそ複合災害ではないけど、積雪のときに原子力災害事故が起こる、これ十分考えられるし、想定しないとイケないということで、じゃあ、一時集結所で駐車場がちゃんと機能するためには迅速な除雪がなされてないとかいうということで、そういった視点での避難計画もこれから有効性、実効性を考えるときに考慮していただきたいというふうに思います。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと一つだけ確認なんですけれども、この交付金は、前にも確認したかもしれないけれども、島根原発の稼働再稼働が前提で受け取るものでよかったですでしょうか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 状況が大きく変化した場合というようなものもあったかと思いますが、再稼働が前提だというような認識ではございません。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 状況が変化したってというのは、そしたら、どういう状況からどういう状況になったってことで理解したらよろしいでしょうか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません、ちょっと手元に詳細資料ございませんので、また後ほど御回答させていただいてよろしいでしょうか。

○**又野委員** ああ、分かりました。

○**戸田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** 副市長はその辺、御存じ、ちゃんと御存じだと思うんですが、私、いろいろ委員会とかやり取りして、これどういった性質の交付金かというのはちゃんと当局から説明受けてますが、その再稼働が前提というのが全くそうではないというふうに言えないと思うんですが。

○**戸田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 再稼働が前提かどうかということだけに限って言えば、前提ではないということでありまして。ただ、再稼働に向けて様々な調整が進んでいるという状況、こういう状況の変化ということでありまして。ただ、再稼働するからこの交付金がもらえるっていうものではないということでありまして。以上です。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、島根原子力発電所2号機の保安規定変更認可について、当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 失礼します。そういたしますと、資料2を通知をさせていただきます。資料2と3は2ページとして一つのPDFファイルになっております。ただいまございました原子力発電所2号機の保安規定変更認可についてでございます。こちらにつきましては、既に情報提供のほうをさせていただいておりますが、今後の見通しにつきまして

御報告させていただくものです。

資料2にございますように、まず保安規定というものにつきましては、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項や従業員の保安教育の実施方針等、原子力発電所の保安のときに必要な基本的な事項が記載されているものであります。こちらの変更申請を中国電力がされておられたものが認可されたというものです。

島根原子力発電所2号機につきましては、申請基準にのっとりまして各種審査が行われておりました。大きなものとして3つございまして、発電用原子炉設置変更許可というものの、設計及び工事の計画認可というもの、そして保安規定変更認可というもの、これらが終了したということでありまして。

この保安規定変更認可申請につきましては、平成25年12月に申請が始まりまして、その補正書の提出、もしくは審査会後ヒアリングといったものを経過をされまして、5月23日に4回目の補正書を提出し、5月30日に認可されたということでございます。

今後のスケジュールについてですが、現在は防波壁の補強工事、津波漂流物対策工事等、必要な安全対策工事が行われているということございまして、本年10月の完了予定ということでございます。再稼働につきましては、先ほど来お話出ておりますが、12月に予定をされておるところで、こちらにつきましては、4月30日付、中国電力が申請をされました島根原子力発電所2号機における使用前確認申請書の変更についてにおいて記載されているものです。なお、資料3につきましては、5月31日付で中国電力がこの保安規定変更認可についてリリースをされた内容となっております。報告は以上です。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** ちょっと把握をしておられるかどうかということにもなるんですけども、プレスリリースのほうの資料ですけども、主な認可内容のところ、例えば体制強化とかありますし、3ポツ2つ目のところの安全対策設備の運営や教育・訓練事項の整備とかってあるんですけども、実際この体制強化とかってというのは、これまでどういう体制だったのがどう体制を強化されたのかとか、教育訓練とか、これまでどういう、例えば年に何回研修しとるのを回数増やすとか、そこら辺のことって何か分かるもんなんじゃないかね、米子市のほうとして。

**○戸田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** すみません、どういった内容ですとか、回数といったことについては、その詳細が資料のほうを持ち合わせておりません。なお、こちらの黒ポツ3つ目でございます原子力安全監理部門につきましては、先日設置をされたということで伺っております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 確かに3つ目の丸ポチの部分は何か5人こっこのほうに移動するみたいな話だったんですけども、ここら辺もこれまで議場でもやり取りさせてもらった中で、さっきの陳情の中でもあったんですけど、死亡事故があったりだとか、小さな事故も時々起きたりしてます。やっぱそういうふうなことに対して本当に島根原発が大丈夫なのかっていう声がありますので、できれば中国電力さん、さっきの陳情にも重なるんですけども、

説明の場を求めて、議会でも市民に対してもですし、していただきたいと思うんですけども、そこら辺は求めていただけるものなんでしょうか。

○**戸田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 中国電力に対してそういうことを求めてほしいということでございますけれども、やはりこういった説明につきましては、中国電力さんのほうで責任を持って、事情も含めて説明をいただくべきものと考えておりますので、こういった御意見いただいとすることは、日々の中国電力さんとのコミュニケーションの中でも話はしておりますので、それをもって適切に対応をされると考えております。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ぜひとも、この中身についても説明をいただきたいということを伝えていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

○**土光委員** この保安規定変更認可に関して中国、例えば今日の資料の資料2はこれは防災安全課が作成した文書ですよね。それから、資料3は、これはプレスリリースで、一般的に中国電力がプレス向けに、多分これホームページにも載っているんじゃないか、一般のお知らせ、これ、例えば保安規定変更認可されたということで中国電力から米子市にこのことに関しての文書というのは来てるんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課課長。

○**田中防災安全課長** こちらのプレスリリースの内容というものが届いております。

○**土光委員** すみません。最後、内容。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** こちらのプレスリリースの内容以上のものは届いてはおりません。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** このプレスリリースの文書は米子市に直接来たんですか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** はい、こちらのものが届いております。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そのときに挨拶文みたいな、何にもないって、これだけがぱっと来たんですか、米子市に。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** はい。こういった内容で情報提供を行うということで、こちらのほうを頂戴しております。以上です。

○**戸田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからちょっと陳情に触れられていたいろんな事故というか、いろんなことが起こったことに関して、プレスリリースではそういった体制を強化するということだけど、これまで米子市がそういった死亡事故とか、そういったことが起きたときに安全協定に基づく立入検査、安全協定上は県が立入検査で、米子市は現地確認、ついていって現地確認ということだけど、そういったこの間の報道された事項に関して米子市は現地に、現地確認に行っているのですか。行ったことはあるんですか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 はい。おっしゃられるとおり、県の立入りに同行という形で境港市と同様に対応させていただいております。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 どの事象に対して現地確認したんですか。

○戸田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 何回か行っておりますので、後ほど資料提供させていただいてよろしいでしょうか。

○土光委員 はい。

○戸田委員長 いいですか。

○土光委員 後ほど資料……。

○戸田委員長 はい。

○土光委員 をお願いするということでいいです。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、安定ヨウ素剤事前配布について、当局からの説明を求めます。

小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 安定ヨウ素剤事前配布について御報告させていただきます。通知をさせていただいた資料を御覧ください。

すみません、まず初めに訂正がございますので、訂正をさせていただきます。御覧いただいております資料の下段の（２）薬剤の交換のすぐ下の文章なんですけれども、その一番最後、なお、米子保健所の実績はなしと記載しているんですけれども、米子保健所での実績がございましたので、この部分を削除させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

そういたしますと、説明に入らせていただきます。本市では平成30年度から島根原子力発電所から30キロ圏内にお住まいの方のうち、事前の配布を希望される方に安定ヨウ素剤を事前配布しております。このことにつきまして令和5年度の配布状況と令和6年度の事前配布説明会について御報告いたします。

まず、1としまして令和5年度の配布状況ですが、事前配布と薬剤の交換がございます。まず事前配布についてです。安定ヨウ素剤の注意事項、効果、服用上の留意点につきまして県の担当者、医師による説明後、保健師、医師、薬剤師による問診を行い、「受領可」となった方に安定ヨウ素剤を配布いたしました。

配布は2つの方法で行っております。1つ目は、ふれあいの里で実施しております。事前配布説明会での配布です。こちら昨年度は9月29日及び30日に実施をしております。9月29日は19時から21時に実施をしたんですけれども、こちらのほうは新規での配布希望者がおられませんでしたので、新規配布のほうは中止としております。9月30日は14時30分から16時30分と19時から21時の時間に行っております。14時30分から16時30分は、2世帯8人の方、年代別ではゼロから9歳が4人、30代がお二人、40代がお二人、19時から21時は、1世帯お二人、年代別では、ゼロから9歳

がお二人、40代がお二人、合計3世帯10人の方に配布を行っております。

2つ目は、米子保健所において通年、これは毎月第2、第4火曜、祝日を除く15時から17時に行っています配布です。こちらのほうでは、2世帯6人、年代別では、ゼロから9歳がお一人、30代がお二人、60代が3人の方に配布を行っております。

次に、薬剤の交換についてですが、薬剤の期限切れ、丸剤ですと5年、ゼリー剤ですと3年ですとか、年齢の到達によって薬剤の交換が必要な方に対し鳥取県から通知をした上で事前配布説明会及び米子保健所で交換を実施しました。

交換につきましては、期限切れでの交換が23人、年齢到達が2人、これは3歳に到達になった方がお一人、13歳に到達で交換がお一人です。交換を辞退された方が19人いらっしゃいまして、主な理由としましては、区域外への転出、死亡、本人の意向ということになっております。令和5年度の薬剤の交換の対象者は65人いらっしゃいましたが、鳥取県からの通知に対し交換の意思表示がなかった方が21名おられます。その方に対しては、今年度改めて鳥取県のほうから通知を行うこととしております。

次のページを御覧ください。2番目といたしまして、令和6年度の事前配布説明会についてです。1、実施方法についてですが、今年度は米子市、境港市いずれの会場においても参加可能とし、従来の窓口、郵送、ファクス、メールのほか電子申請にて参加の受付、申込受付を行います。申込みの期間は、7月の16日から8月20日までとなっております。開催日は、8月の30日及び31日となっております。8月の30日の19時から21時及び31日の10時から12時は境港市民交流センターを会場として行います。8月31日の19時から21時につきましては、ふれあいの里で会場として行います。

続きまして、周知方法です。米子市としましては、UPZ内の自治会を対象とした班回覧、市内全域の幼稚園・保育園へのチラシの配布、市のホームページ、広報よなご、SNSでの周知、UPZ内の小・中学校へのチラシの配布、健康対策課、防災安全課の窓口でのチラシの配布を行います。鳥取県のほうでは、UPZ内への新聞折り込みチラシ、医療機関へのチラシ配布、鳥取県のホームページでの周知、薬剤交換対象者の方へ個別通知を行うこととしております。報告は以上になります。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ありませんか。

又野委員。

**○又野委員** まず、最初ちょっと確認ですけど、薬剤の交換で米子保健所での実績は結局あるということだったんですけども、これって数の把握はしとられるんですか。

**○戸田委員長** 小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** 米子保健所での交換が1世帯4名あったと伺っております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 分かりました。それと、もう一つ確認をまずしてからですけども、これを、安定ヨウ素剤を服用をしてほしいという人にやっぱりこの受け取りをやっぱり勧めているという立場でいいんですね、米子市は。

**○戸田委員長** 小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** この事前配布につきましては、一時集結所で安定ヨウ素剤を速やかに受け取ることが困難な方で、事前の配布を希望される方に事前配布のほうを行っており

ます。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 希望された方には渡してるんですけども、なかなか受け取り困難な場合な方に対してやっぱりできるだけ受け取ってほしいっていうことでの理解でいいでしょうか。

○**戸田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 先ほど小西課長も申し上げましたが、やはり原則としましては、そういった事象が発生したときに一時集結所等で配布し、説明を受けていただいた上で適切に服用いただくというのが原則と考えております。しかしながら、そのときに受け取りに対して困難さを伴うという方に対して事前配布を行っておりますので、そういった方への便宜を図っておるといような事情でございます。勧めていくということではなくて、そういった方の一つのフォローとして実施をしているというふうに認識しております。以上です。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 周知をかなりしておられるようなので、なかなか困難な場合は受け取ってほしいという意味のかなと私は受け取ったんですけども、何かそう、そこまででもないのかなという答弁だったんでしょうかね。周知方法ですけども、せっかくいろいろ周知をしておられるんですけども、希望される方がせっかく準備してもちょっと数が少ないようなやっぱり感じがするんですよ。例えば妊婦ですとか、乳幼児とかっていうのが優先すべき対象者になってると思うんですけども、妊婦健診ですとか、乳幼児健診のときとかにも、こういう議論がちょっとされてたら申し訳ないです、ちょっと確認ですけども、何か説明とかできたらなと思うんですけど、そこら辺はされているのかいないのかちょっと確認で教えてください。

○**戸田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 乳幼児健診のときにはチラシのほうはふれあいの里に置かせてはいただいております。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 置かせてあるのは分かってるんですけども、個別に、例えばこういうのがありますっていうような周知をしてるとか、説明をしてるのかっていうのは。

○**戸田委員長** 金川健康対策課長補佐。

○**金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐** 個別の周知ということなんですけども、なかなか妊婦健診の受診でお話をするとき、乳児健診のときにこの地区の対象者かどうかっていうのを一々確認を、その都度確認をしてをしてお知らせするというところはしておりません。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** せっかくこういう説明会をする以上、やはりできるだけ皆さんに周知してもらって、来ていただくということがせっかくやる以上は大事なことだと思いますんで、なかなか手間がかかることかもしれませんが、保育園やたしか幼稚園は対象が市内どっからでも来てもいいっていうので、全体の、市内全体の保育園とかにも周知してるぐらいなんで、そういう乳幼児健診ときとかでもお配りしてもいいのかなとちょっと思いましたんで、考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○戸田委員長 よろしいですか。

○又野委員 はい。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 まず、資料1の期限切れ交換で人数が23名、これ世帯数は分かりますか。それから、交換のときの具体的なやり方なんですけど、必ず当事者が来て、多分持っているのを交換、それか、それとももう世帯の代表というか、家族分を複数対象者がいればどういうふうに関、これ交換というのをやってるんですか。

○戸田委員長 答弁できますか。

宮本健康対策課係長。

○宮本健康対策課健康総務担当係長 期限切れ交換の世帯数につきましては、9世帯、23名でございます。

○戸田委員長 金川健康対策課長補佐。

○金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 薬剤の交換についてなんですけども、必ず全員来ていただくということではなく、世帯の代表の方が来ていただくという交換の方法も行っております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。それから、2枚目で今年の事前配布説明会のことに関して、だから、米子市民にとってはUPZ圏内だけど、3回チャンスがあるというふうに思っているわけですね、共通で。これいいアイデアだと思います。そういうのはきちっと周知して……。1つお聞きしたいのは、米子市の会場が何でふれあいの里なんですか。

○戸田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 駐車場も広いですし、説明を行う会場もふれあいの里ですと十分に取れるということで、ふれあいの里を会場としております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 多分、担当課はそんなにいっぱいの人があるという想定はしてないように見えるんですけど、これももともとは、これ始まった頃はこれ、UPZ圏内の市民しか対象にしてないんですよね。だから、もともと始まった頃はUPZ圏内の各公民館、多分3回やってたと思うんです。当然UPZ圏内の市民だから便宜を図る、近くがいいということで公民館でやってました。これ何であるときからふれあいの里になったんだけど、これは理由はコロナです。ふれあいの里だったら大きな会場でできるから、大きな、できるだけ密にならないようにという、それはそのときの状況で、ある意味でやむを得ないかなと思ってる。今は多分そういう考慮はする必要ないと思うし、それから公民館だってそれなりの駐車場があると思う、だからこれ市民の便宜を図ればUPZ圏内の人しか来ないのに何でふれあいの里まで行かないといけないか、近くの公民館でやってあげればいいのかと思うんですけど、そういうふうには考えられませんか。

○戸田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 今年度につきましては、境港市の方も米子の会場にお越しいただくこともできますし、それがどれぐらいいらっしゃるかっていうのは今、分かりませんが、今年度はそういったことも考慮してのふれあいの里としております。来年度以降はまたそ

の辺は検討していこうとは思いますが。

○土光委員 もう一度、委員長。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 とにかく検討をお願いします。ただ、今の理由で境港市の市民も来るからと言ったら余計UPZ圏内の公民館が適してますよね。わざわざ圏外のふれあいの里というのは境港市民にとっても私は利便性が悪くなるということになると思いますので、これ、ぜひ検討してください。UPZ圏内の市民の対象でやってるんだから近くのところで会場、公民館でできると思うし、その辺はぜひある意味で元に戻していただきたいというふうに思います。

続けていいですか。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、この申込みの手順で申込書、事前配布申込書というのを多分チラシと一緒に周知して、それで市民に申し込んでいただく。手元にあるのは昨年度の資料しか私はないんですが、この申込書で申込み理由というのを書かせますよね。実際は丸をやるんだけど。何でこの申込み理由が要るんですか。

○戸田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 申込み、一応、事前での速やかな、一時集結所での速やかな受け取りが困難な方というのが原則対象ということにしておりますので、こういった理由、どういった理由でかっていうことをお伺いして、希望される方にはお渡しするんですけども、理由のほうを伺うようにしております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 これ理由を聞いて何か必要があるんですか。これ実は以前、数年前かな、これちょっと中身の理由の、理由は文言は変わってきているんですが、必ず理由を丸して、で聞いたら、その理由の集計なんかしてない。これもいろんな理由があって、例えば障がいや病気がある、妊娠しているとか、最後にその他、上記に準ずる理由がある。だから、基本的にどこに丸したって絶対それであなは受け取りが困難には該当しないから駄目とか、そういうこと、そういう対応もしていないし、そもそも理由そんなもの集計取ってない。だから、ほとんどこれ意味がないようなことで、これは市民が受け取りが困難、「原子力防災ハンドブック」とかいろいろ見て自分は受け取りが困難だと思えば、市民が思えば希望するわけですよね。それでいいんじゃないですか。そう思いませんか。

○戸田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 今、委員のほうからいただいた意見もまた来年度県のほうとこういった実施について協議をするときにも一緒にお話をしようと思います。ありがとうございます。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 これぜひ検討してください。私は、この事前配布の申込みがなかなか人数が増えない一番の理由はこれがあるからだと思ってます。例えば市民で希望者には安定ヨウ素剤、配布しますよって理由をどっかにしてる、理由としてちょっと、全部で4点あるんだけど、障がいや病気がある。2つ目、妊娠している、あっ、これ去年の例ね。3つ目、小さい子どもが世帯にいる、4つ目、高齢者や障がい者等、世帯にいる、で、その他って



あるんですけど、市民はこれ見ると自分はこれに該当してないから希望する必要ない、ひょっとしたらもらえないんじゃないかと、そういうふうな一つの障壁になっていると思います。私はなかなか市民が申込みをしない理由は、こういった理由がある人は申し込んでくださいみたいな、そういう体裁を取るからなかなか申込みが増えないというふうに私は思っているので、実際にこれ印をつけてもほとんど実際の事務作業の意味がないということなので、これ、ぜひ県にその辺のことを伝えて、私はこれはなしに、希望する人はもらえるんだから、この申込書を書くというのは希望しているんだからというふうに解釈すれば、それでいいと思いますけど、ぜひこれをお願いします。

それから、続けてこれに関して、例えば9割の方は自家用車で避難しますよね。自家用車で逃げる人は速やかな受け取りが困難な人に該当するとは思いませんか。

**○戸田委員長** 答弁できませんか。

**○土光委員** あっ、じゃあ。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ああ、じゃあいいです。これも検討するときにこういった問題意識を持って県と協議してください。つまり、自家用車で逃げる人は、本会議でいろいろやり取りしますが、実際、事前配布受けてない人ね、一旦、自転車か歩いて行って、一時集結所まで行って、そこでもらってまた帰って、避難が開始するときだからそのときは空間線量がかなり上がってる時です。その中でわざわざ公民館に行って帰って、対象者は3万5,000人の90%だからすごい数の人がそういうことをする。混乱も予測されるし、無駄な被曝をそこでしなければならぬ。事前配布すればそういう必要がない。ということで、私は自家用車で逃げる人は、むしろ行政としても事前配布で受け取ってもらってるほうが好ましいというふうには私は思うんですけど、そういった意味で周知をするときに自家用車で避難すると考える方はぜひ事前配布で受け取ってください。むしろそういう周知を私はすべきだと思っています。それをすればかなり配布率、上がると思います。よく言われるのは、今、答弁なかったけど、自家用車でそういったことができない、一々一時集結所に行ったり来たり、それでもらわずに避難したら避難退域時検査所で受け取りますみたいな言い方、多分、「原子力防災ハンドブック」に書いてると思います。でも、あそこで受け取ったって意味ないでしょ。あそこはもう被曝の危険性がない地域圏なので、この安定ヨウ素剤は被曝する24時間前から最悪、被曝後2時間、その範囲で飲むのが一番効果的だというのは分かってるので、避難退域時検査所でもらってもあまり意味がない。意味のないやり方をすべきではない。これ全て事前配布すれば解決することだと私は思うので、そういったことも含めてちゃんと県と協議してその辺の対応をしてください。

**○戸田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 今、委員から御意見いただきましたので、御意見は当然承ります。市としましてといいますか、行政としましては、委員も言われましたけれども、あくまでも事前配布ではなく、現場での当日配布、それは薬の服用の時間等々お話ありましたけれども、当然、事前に配布することでのリスクというのもございます。当日配布のリスクも今、委員言われたようにあります。そのリスクを勘案しまして、最終的にこういう形でいこうという方針が現在の方針になっておりますので、現時点ではその方針で進めていきたいと考えております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 協議をしてくださいということですが、まずこの仕組みとして国が安定ヨウ素剤の配布のことを基本的な考え方を示している。その中でもこれは最終的に事前配布をするかどうかは自治体が判断すればいいとはっきり書いてます。だから、自治体の判断です。当然リスク、事前配布のときのリスク、それから当日の配布するときのリスク、これもきちんと考える必要がある。一番、安定ヨウ素剤で副作用と言われるもので、一般的な副作用はあんまり心配する薬剤でないというのは、これはもう確定しています。ただ、アレルギーショックとか、そういう人には非常に気をつけなければならない。そのリスクを考えると、当日に事故が起きてすぐごった返してるときに問診して判断、そんなときにするよりも事前にちゃんと説明して、十分時間取って、あなたはそういったアレルギーショックのリスクあるか、これは事前にちゃんとしたほうがリスクも少なくなります。だから、そういうことを含めて、これちゃんと今年もうほぼ固まってるのかそこは分かりませんが、そういうところの本当に必要性を含めて検討してください。つまり、申込み理由を本当に書く必要があるのかどうか、自家用車で逃げる人は事前配布で持っていたほうが市民にとっても行政側にとっても非常に好ましいというふうに私はそう思ってるんですが、そういうことをちゃんと検討して、結論を出して、来年度からそこは反映してください。要望です。

○戸田委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

こちらで準備したものは以上でございますが、その他、委員の皆様、どうぞほかで何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前 11 時 37 分 閉会

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次